

土岐 善曆『六月』昭和十五年

遺棄死体数百といひ数千といふ　いのちをふたつもちしものなし

朝日新聞・大岡信「折々のうた」より

第七章　南京占領以後の治安維持対策と軍紀肅正

第一節 南京警備と新配置への移行

南京占領後、城内の警備は上海派遣軍が担任することとなり、柳川軍（第十軍）の城内駐留は原則として認めない方針であった。

十二月十五日、中支那方面軍は「南京攻略後揚子江右岸地区内諸要地確保安定ニ任スル」「大陸命二十四号」（十二月七日下午令）にもとづき、上海派遣軍の一部をもって揚子江左岸の揚州および滁縣付近、主力は南京―南翔間の主要各地に兵力を配置し、第十軍は杭州攻略後、蕪湖、寧国、湖州、杭州、松江間の主要各地に兵力を配置し、それぞれ担任地域の警備と次期作戦準備を命じた。

第十軍は慰霊祭の翌十九日、第十八師団、第百一師団、第一後備歩兵団をもって速やかに杭州周辺に、第六師団は太平府、蕪湖、寧国に沿う地区に転進を開始した。

上海派遣軍においては、十二月二十一日、各兵団は次のとおり新配置に移行した。

軍直轄の高射砲隊、通信隊は南京、軍砲兵隊は鎮江および常州。

第十六師団は、司令部、直轄部隊、歩兵第三十旅団主力は南京、その他の部隊は湯水鎮、句容、秣陵関。

第三師団は、司令部、直轄部隊、歩兵第五旅団主力は鎮江、その他の部隊は無錫、江陰、常州、丹陽、金壇。

第九師団は、司令部、直轄部隊、歩兵第六旅団主力は蘇州、その他の部隊は崑山、常熟、福山、太倉、劉河鎮、嘉定、南翔。

第十三師団は、滁県、六合地区、天谷支隊（歩兵第十旅団基幹）は揚州。

そして、十二月二十一日、いわゆる「支那通」を以て自他ともに認める歩兵第三十旅団長・佐々木到一少将が南京地区西部（城内を包含する）警備司令官に任ぜられたが、同月二十三日には「自治委員会設立のための準備委員会」（委員長・陶宝金）が成立し、翌十三年一月一日には鼓楼前広場で、残留市民を集めて、九人の中国人委員で構成される「南京自治委員会」の結成大会がおこなわれた。（エスピー米副領事報告）

「午後二時自治委員会発会式、軍司令官殿下ヨリ金一万円下賜、民衆ハ一千人位集メルトノコトナリシモ大体其位カ、爆竹ヲ盛ニ上ク」と飯沼参謀長は日記に記している。

当時、日本軍当局は、多数の中国兵が、便衣に替えて難民区に潜入しており、城内外の治安は未だ確立していないと判断していたので、佐々木少将は肅清委員長として、この自治委員会の協力を得て、きびしい「兵民分離工作」を行った。

注、天谷支隊（歩兵第十旅団Ⅱ歩一二、歩二二Ⅱ基幹）は、昭一二・一二・一四〇昭二三・一・八の間揚州において警備、一月九日ごろから南京警備のため同地に移駐した。



第十軍参謀・谷田勇^{27期}大佐が、12月14日、柳川軍司令部入城直後、衛兵を従えて南京市街巡回の際、午後3時ごろ上海路でみずから撮影したもの、市街は静まり返っていた（投稿）

第二節 佐々木少将の城内肅清查問工作

一、『佐々木少将私記』にみる工作過程

『佐々木到一私記』は次のように記している。

十二月二十一日 予は南京地区西部（城内を包含）警備司令官を命ぜられ、城内警備に関しては派遣軍司令官の直轄となる。

十二月二十二日 城内肅清委員長を命ぜられ、直ちに会議を開催す。

十二月二十三日 会議。

十二月二十四日 同右、査問工作開始。

十二月二十六日 城内の肅清は土民に混ざる敗兵を摘出して不穏分子の陰謀を封殺するに在ると共に我軍の軍紀風紀を肅清し民心を安んじ速に秩序と安寧を恢復するに在った。予は峻烈なる統制と監察警防とに依って、概ね二十日間（十二月二十四日以降）に所期の目的を達することができたのである。

「兵民分離査問」の主任参謀は第十六師団情報主任・専田盛寿^{せんた} 30期少佐であった。同じく第十六師団参謀『木佐木久陣中日記』には、「十二月二十四日、兵民分離ノ査問ニ関シ専田参謀モ多忙ダ」とある。

査問の方法は、第十六師団参謀長・中沢三夫氏の『極東裁判における宣誓供述書』によれば、

「日支合同の委員会を構成し日支人立会の上、一人宛審問し又は検査し、委員が合議の上、敗残兵なりや否やを判定し、常民には居住証明書を交付し、敗残兵と認定された者は之を上海派遣軍司令部に引き渡した」ということであるが、師団副官・宮本四郎氏の遺稿によると、捜査にあたつた司令部の大行李長・瀬戸大尉の話として、「ズボンをまくりあげさせ、短ズボンを穿いていた奴は太股に日焼けの横線がある。此奴は兵隊である。……紛らわしいのは逃亡兵の方に入れる。それが逃亡兵でない時は、本人が言い張るばかりでなく、難民区から見に来ている男女中国人が、この男は何町の呉服屋の店員だとか、これは私の妹の子供だと泣きすがって哀願する婆さんが現われたりして、決着がつく」と記している。

また、兵民分離査問に立会した内田義直氏（陸軍省通訳官・第十六師団警備司令部配属）は、その実態を次のように述べている。

「中国人の言葉には地方訛りがある。南京を準備した中国軍は、広東、広西、湖南の兵隊で南方訛りであつて、言葉で兵隊と市民の区別は難しかった。しかし、身体つきを見れば兵隊と一般市民とは、直ぐ区別がつく。自治委員会の中国人と一緒に相談しながら分離作業をやつたので、一般市民を狩り立てるようなことはなかった。上衣だけが民服で、下着が兵隊服のものが多く、すぐ見分けがついた。」

派遣軍参謀長『飯沼守日記』には、「一月四日、憲兵ハ南京難民区域若クハ外国大使館等ニ潜伏シアル不逞（ハノ）徒ヲ捕ヘツ、アリ、保安隊長、八十八師副師長等主ナル者ナリ」との記載がある。

『佐々木少将私記』によれば、

一月二日 敵機五機大校飛行場を空襲、損害無し。

一月五日 査問会打切、此日迄に城内より摘出せし敗兵約二千、旧外交部に収容。外国宣教師の手中に在りし支那傷病兵を俘虜として収容。

城外近郊に在って不逞行為を続けつつある敗残兵も逐次捕縛、下関に於て処分せるもの数千に達す。

と査問工作の成果を総括している。

二、査問工作について在南京アメリカ大使館の觀察

在南京アメリカ大使館のアリソン Allison, John Moore 書記官は在漢ロジーンソン Johnson, Nelson Trusler 大使に、

「支那政府軍ノ総テノ残兵ヲ掃蕩スル日本軍ノ決心ハ確固不拔ノモノラシク見受ケラレタリ。十二月二十五日カ其ノ頃、南京大学ニ避難セル三万余ノ支那人ノ登記ヲ初ムル準備トシテ数名ノ陸軍將校ガ大学ヲ訪ネタリ。其ノ建物ニ避難セル約二千ノ男子ハ外部ニ集合サセラレタリ。而シテ日本軍人ヨリ彼等ヘノ話ノ中ニ、前ニ支那軍ニ働キ居リタル者アラバ申出デヨ、其人々ハ保護セラルベシ——此ノ保護セラルルト云フコトハ数回繰返サレタリ——多分日本軍ノ為ニ労役ニ就カシメラルベキガ、若シ其ノ時申出デズ後ニ支那軍人タリシコト分明スレバ、必ズ銃殺セラルベキ旨伝ヘラレタリ。此ノ保証アリシニヨリ、約二百人ノ人々ガ前ニ軍人タリシコトヲ申出デタリ。彼等ハ直チニ連行セラレタリ。後刻、重傷ヲ負ヘル四、五人ノ者帰来シ、右ノ二百人ハ隊伍ヲ組ミ、離レタル場所ニ連レ行カレ、或ハ銃剣ニヨリ刺殺セラレ、或ハ銃殺セラレタリ。僅カニ上記ノ四、五人ノ重傷生存者ガ死亡者トシテ見殘サレ、辛ウジテ逃レ来レル旨語レリ。」

と、査問の実態について注目し値する批判的なジェームス・エスピー副領事作成の報告を発している。

(極東裁判書証三二八号)

かくて、「兵民分離」を終えた第十六師団は、一月二十二日、南京警備を第十一師団の天谷支隊に申し継ぎ、北支へ転進する。

第三節 第十六師団の「申継書」にみる城内外の治安

北支転進にあたって南京警備を天谷支隊に申送った第十六師団の「申継書」の要旨は次の通りである。

- (1) 警備——「地区内一般ノ状況ハ平穩ナルモ、十日許リ前、江寧鎮東方ニ於テ、百名近クノ敗残兵、我連絡兵ヲ襲撃シタル事件アリ。南京市内ハ漸ク兵民ヲ分離シ、概シテ民ノミトナレリ。」
- (2) 敗残兵の掃蕩——「担任地区内ノ掃蕩ヲ実施シ、殆ントソノ影ヲ見サルモ、時々、三、五ノ敗残兵ヲ捕獲シツ、アリ。南京市ノ敗残兵ハ避難民中ニ混淆シ占領当初大イニ手ヲ尽シテ分離ヲ行ヒ概ネコレヲ終リタルモ尚完全ト謂ヒ難シ。今後ハ密偵ヲ使用シテ摘出スルヲ可トス。先日モ88 Dノ大隊長ヲ捕縛セリ。特ニ注意スベキハ各国外交機関内ニ隠匿シアル相当階級ノ人物アルコトナリトス。右88 Dノ大隊長ノ自白ニヨレハ米大使館内ニ団長及營長尚隠レアリ。連レ出シノ上逮捕ヲ要ス。」
- (3) 隠匿武器及び軍需資材の蒐集——「武器一切ハ没収シツ、アリ。南京市内ニハ家宅搜索セハ尚出テ来ルモノト判断ス。時々、敗残兵ヲ捕獲シ自白ヲ迫ルト隠匿箇所ヲ云フ者アリ。市内ノ戸口調査ト同時ニ、更ニ実施スルノ要アルヘシ。」
- (4) 戦場掃除——「目ノ付ク限りニ於テハ、殆ント完了ノ域ニアリ。……危険物ノ除去ニ努メタルモ、紫金山周囲ノ道路……明ノ孝陵付近ハ最モ地雷多キ地区ナリ。」

- (5) 宣撫工作——「目下、兵民ノ分離ヲ漸ク終リタル程度ノ所ナリ。一月一日成立セル自治会ヲ利用シ、之ヨリ逐次本工作ニ入ラントス。」

申継書によれば一月下旬が、南京治安工作の大きなピリオドであったことが明らかである。

注

1. 「申継書」は「中沢資料」に記載されていたものである。
2. 天谷支隊は昭和十三年一月九日ごろから逐次南京へ移駐していた。

第四節 南京における非違非行と軍の措置

一、国際委員会からの被害届

左の表は、安全区国際委員会から日本大使館宛送付された暴行報告（被害届）を分類・集計したものである。この表については、事件が戦後に、いわゆる「南京大虐殺」として大きく世に喧伝された割りにしては、被害が少ないと見る向きと、これは氷山の一角で、実態はこのような生やさしいものではなかったとする二つの見方がある。

△南京暴行報告分類表▽ 昭和12年12月13日～13年2月7日
南京安全区国際委員会より日本大使館に提出された報告による。

数字は人員数を示す
A・Bはプラスアルファの符号で
Aは多数、Bは数名を表わす

期	間	殺人	傷害	連行	強姦	掠奪その他	備考
12月12日～18日		26	9	334A	112A A A B	30	
12月19日～1月10日		6	11	25B	155B B B	30	No.No. 114155 〃〃 136164 欠
1月11日～2月7日		17	24	31B	84B B B	119	No. 204 〃 209 欠
合 計		49	44	390A A B B	361A A B A B B B B B	179	No.実数 1 405 〃 444 件

注・No.は文書番号

ともあれ、当時の心ある日本の軍人・外交官たちがこの情況に愕然としたことは事実である。
注、右表の時期区分について

表の時期区分は南京安全区国際委員会によってなされたものではない。

極東国際軍事裁判（東京裁判）で告発された南京事件の期間は、日本軍が南京に入城以後六週間とされ、中国側（南京大学資料）はこれを①第一期（大規模的集体屠殺期）十二月十二日～十八日、②第二期（普遍的屠殺期）十二月十九日～一月上旬、③第三期（零星的屠殺期）一月上旬～二月上旬に分類している。これらは日本側から見れば、①は城内外掃蕩の時期、②は兵民分離の時期、③は難民区解消の時期にほぼ相当する。
各期の傾向を探ると、①は殺人と連行、②は強姦、③は掠奪の割合が多い。

二、『飯沼参謀長日記』にみる南京入城日本軍の軍紀

南京に入城した日本軍の軍紀は、派遣軍参謀長『飯沼守日記』によっても、遺憾ながら厳正とは程遠い。

「十二月十九日、憲兵ノ報告ニ依レハ十八日中山陵ノ奥ノ建物ニ放火シ、今尚燃ヘツ、アリ。又避難民区ニ将校ノ率ユル部隊侵入強姦セリト云フ（真偽確カナラサルモ）。英・米大使館又ハ領事館ノ「トラック」ヲ押収シ、或ハセントシタル者アリテ注意事項ハ実行セラレアラス。」

「十二月二十五日、午後、日高参事官、福井領事来リ、種々話ス。要ハ外国大公使館等ニハ、為シ得レハ歩哨ヲ立テ彼等ヲ安心セシメラレ度ト言フニ在リ。」

「十二月二十九日、福井書記官（南京領事）来リ、米大使館使用支那人ノ言ニ依レハ、二十三日日本兵来リ館

員ノ居室等ヲ荒シ、扉ヲ剣ニテ突キ刺シタリトカ。独大使館ニテハ軸物ヲ掠奪セリトカ、困ツタコトヲスル者アリ。全部ヲ真トスルコトモ出来サルモ、善後策ヲ研究スル要アリ。」

「十二月三十日、南京及附近宿營部隊副官等ヲ集メ、軍紀風紀殊ニ外国公館ニ対スル非違ニ就キ厳ニ注意ヲナス。佐々木少将〔警備司令官〕亦注意及要望アリ。方面軍中山〔寧人〕参謀来リ〔飯沼〕参謀長一人ニ対シ、今回ノ外国公館ニ対スル非違其他ノ不軍紀行為誠ニ遺憾ナリトノ意味ノ伝達アリ恐縮ノ外ナシ。陸軍大臣参謀総長連名ニテ方面軍ニ対シ各国ノ動向極メテ機微ナルモノアル際十分注意スヘキ旨ノ電報来リ披見ス〔後掲・「國際關係ニ關スル件」通牒〕。広東方面作戦モ之等ノ關係上中止セラレタルヤノ口吻モアリ。何レカ是カ何レカ否カ皇軍ノ眞価低落セル今日、正ヲ踏シテ恐レスト邁進スルコト出来ス遺憾ト云フノ外ナシ。」

「一月元旦、今日午後ソ聯大使館焼ク、此処ハ日本兵決シテ入り込マサリシ所ナレバ証拠隠滅ノ為自ラ焼キタルニアラスヤト思ハル。」

「一月六日、中支那憲兵隊四百名新編成。別ニ兩軍ノ憲兵各五十名宛。」

「一月十二日、〔閑院〕幕僚長殿下ヨリ方面軍司令官ヘ条理ヲ尽セル軍紀風紀殊ニ國際問題惹起防止ノ御要望アリ。」

「一月二十一日、〔参謀〕次長ヨリ次ノ電報来ル。在南京米國領事ノ報告ニ依レバ、一月十五日〜十八日ニ米権下ヨリ日本兵カ婦女八名ヲツレ出シ、金陵大学ヨリ『ピアノ』ヲ壁ヲ破リテ持出シタリ。在南京外交官ハ無力、軍ハ其統制取レス、ト、在東京米大使ヨリ抗議アリト。今日尚、如此兵アリトハ実ニ残念、然シ、現ニ本日モ米國旗ノ在ル家ニ、兵力掠奪ニ入り込ミ居ル処ヲ、米書記官ニ同行ノ憲兵取り押ヘタリト言ヘリ。米ノ抗議モ眞実ナラン。」

「一月二十六日、本夕本郷〔忠夫〕少佐ノ報告。米人經營ノ農具店ニ二十四日夜十一時頃日本兵来リ留守番ヲ銃剣ニテ脅シ女二人ヲ強姦、訴ヘニ依リ其強姦サレタリト云フ家ヲ確メタルコロ〔A〕中隊長及兵十数名ノ宿泊セル所ナルヲ以テ其家屋内ヲ調査セントシタルニ〔A〕ハ兵ヲ武装集合セシメ逆ニ米人ヲ殴打シ追ヒ出セリ。

其知ラセニ依リ本郷参謀現場ニ至リ中隊長ノ部屋ニ入ラントシタルモ容易ニ入レス、隣室ニハ支那女三、四名在リ。強テ〔A〕ノ部屋ニ入レハ女ト同衾シアリシモノ、如ク、女モ寢台上ヨリ出テ来レリト、依テ中隊長ヲ訊問シタルニ中隊長ハ其権限ヲ以テ交ル女ヲ連レ来リ金ヲ与ヘテ兵ニモ姦淫セシメ居レリトコト。依テ憲兵隊長小山中佐及大隊長ヲ呼ヒ明朝ノ出発ヲ延期セシメ大隊長ノ取調ニ引キ続キ憲兵ニテ調フルコト、セリ。」

「一月二十九日、〔塚本浩次〕法務部長ヨリ報告ヲ聞ク。強姦、傷害等ノ外特ニ甚シキハ横領セル自動車及『タイヤ』ヲ売リタル一団アリ。〔朝香宮〕殿下モ之ニハ呆レテ何トカ注意ノ実行ヲ監督スル手段ヲ講セヨト命セラシ。小山憲兵隊長ノ申出モアリ。補助憲兵ヲ増加シ、憲兵ノ分遣所ヲ城内ニ増加スルコト、セリ。米大使館ニ日本兵侵入事件ハ、大体〔飯沼〕参謀長陳謝スル考。」

「一月三十日、〔A〕中尉以下十二名軍法會議ニ送致。」

飯沼日記の記述で目立つのは、外国公館に対する配慮である。

三、松井大将の参謀派遣

南京戦以前、初めて高級指揮官が発した軍紀維持のための処置として、注目されるのは杭州湾上陸後間もない十一月十七日、第十軍柳川軍司令官の発した訓示であった。

「窃ニ聞ク所ニ抛レハ最モ忌ムヘキ婦女暴行金品強奪ノ犯行ニ、三ニ止マラスト謂フ。斯テハ集團ノ戦績ヲ汚辱シ皇軍ノ威武ヲ瀆スモノニシテ寔ニ痛嘆ニ堪ヘス。隷下將兵克ク自省自戒シ軍紀嚴正益々士氣ヲ振起シ各々其任務ニ邁進スヘシ。丁集團司令官」

南京城内の非違について「少数ノ掠奪行為強姦等モアリシ如ク」と松井大將が初めて報告を受けたのは南京入城後、慰靈祭も終わった十二月二十日のことであるが、十二月二十六日には「南京、杭州附近又掠奪強姦ノ声ヲ聞（キ）。幕僚ヲ特派」している。十二月二十九日には『飯沼日記』にも記述があるように「南京ニ於テ米國大使館ノ自動車其他ヲ奪掠セシ事件アリ。軍隊ノ無知乱暴驚クニ耐ヘタリ。折角皇軍ノ声価ヲ此ル事ニテ破壊スルハ残念至極、中山參謀ヲ南京ニ派遣シテ急遽善後策ヲ講スルト共ニ当事者ノ処罰ハ勿論其責任者ヲ処分スヘク命令ス。殊ニ上海派遣軍ハ殿下ノ統率セラル、モノ其御徳ニ関スル儀ニモアリ、嚴重ニ処分方取計フ積ナリ」（『松井日記』）と記している。外国公館に関するトラブルには松井大將も『飯沼日記』同様甚だ神経質に反応している。

四、「国際関係ニ関スル件」通牒

十二月二十八日には參謀總長・陸軍大臣連名の通牒「国際関係ニ関スル件」が派遣各軍司令官宛出されている。

国際関係ニ関スル件

軍司令官宛

參謀總長 連名 十二月二十八日発
陸軍大臣

今次事变ヲ繞ル国際関係ハ頗ル機微ナルモノアリテ皇軍ノ一挙一動ハ直ニ列強ノ関心ヲ喚起シ作戰ノ範圍中、支、波、及、スルニ至ツテ愈々然ルモノアリ

斯クノ如ク列國ノ動向アルニ乗シ支那國民政府ハ事毎ニ執拗ナル暗躍ヲ続ケテ今尚列強ノ干涉ニ一縷ノ望ヲ囑シ之カ誘致ニ狂奔シアリ、之ヲ以テ帝國カ第三國トノ間ニ事端ヲ發生スル事ハ最モ乗スヘキ機會ヲ彼ニ与フルモノニシテ就中英米兩國ニ於テ与論ノ沸騰ヨリ延イテ対日共同正面ノ作戰ヲ招来シ蘇聯ヲシテ活潑ナル協力ヲ為サシムルコトハ支那ノ最モ念願シアルモノナルコトヲ三思スルノ要アリ

惟フニ帝國作戰ノ成果ハ今ヤ疑ノ余地ナク第三國ノ干涉亦敢ヘテ之ヲ恐ルルノ要ナキモ赫々タル戦果ニ対シ克ク迅速ニ有終ノ美ヲ收メ得ヘキヤ否ヤハ皇軍ノ支那民心把握ノ如何ト今後ニ於ケル列國ノ態度就中英米ノ対日合作ノ成否及之ニ伴フ蘇聯ノ動向如何トニ関スル事大ナリ

然シ乍ラ英國動カサレハ克ク蘇支ノ策謀ヲ対シ得可ク米國踊ラサレハ英國逡巡スヘキ現下ノ國際情勢ニ鑑ミル時ハ英米ノ合作ハ将来ニ亘リテ帝國ノ最モ戒慎ヲ要スル処ナリ斯クノ如キヲ以テ第三國ニ対スル無用ノ刺戟ハ往々ニシテ國策ニ反シ却テ帝國ノ企圖スル事变ノ迅速徹底的ナル處理ヲ拘束スルニ到ル虞ナシトセス故ニ派遣各軍ハ過去ニ於テ生シタル数次ノ此種事故ニ鑑ミ深ク如上ノ國際動向ニ留意シテ克ク軍紀ヲ振作シ軍律ヲ維持シ益々皇軍ノ真価ヲ發揮シ以テ國際關係ヲ刺戟セシムル虞アルカ如キ事ナカラシムル様嚴ニ將兵ニ理解ヲ与ヘテ之カ指導ニ過ナカラシメン事ヲ望ム

一読、時期から見てもバネー号、レディバード号事件を踏まえての通牒であることは明らかである。

この通牒の文言からすると「軍紀ヲ振作シ軍律ヲ維持」するのは「以テ國際關係ヲ刺戟セシムル虞アルカ如キ事ナカラシムル」のが主目的であり、当時、「事变ノ迅速徹底的ナル處理ヲ企圖」し「英米ノ合作ハ帝國ノ最モ戒慎ヲ要スル処」とする軍中央の眼が何処を向いていたのかを雄弁に物語っている。

明くる十三年一月四日に発せられた異例の閑院参謀総長の「要望」も、二月七日の松井大将の軍紀引締め訓示も、この趣旨に沿ったものと認められるのである。

五、異例の参謀総長要望

明けて十三年一月九日、中支那方面軍参謀長・塚田攻少将は、『軍紀風紀ニ関スル件』と題して、隷下両軍参謀長、直轄部隊長、中支那兵站監に対し「依命通牒」（中方参第十九号）を発した。

「首題ノ件ニ関シテハ、各級团长ノ適切ナル統率指導ノ下ニ、之カ振肅ニ邁進セラレアルヲ信ズルモ、今回、参謀総長宮殿下ヨリ、別紙写ノ如キ要望ヲ賜リタルニ就テハ、此際軍紀・風紀ノ維持振作ニ関シ、最大ノ努力ヲ払ハレ度。尚、軍紀・風紀竝国際問題ニ関シテハ、今後陸軍報告規定ニ準ジ、其緩急ニ従ヒ、電話電信又ハ文書ヲ以テ、迅速ニ其概要ヲ報告シ、更ニ詳細ナル報告ヲ呈出セラレ度。右依命通牒ス」

この通牒の別紙には、異例とも思われる一月四日付参謀総長の要望がある。

*

顧ミレハ皇軍ノ奮闘ハ半歳ニ遯シ其行（征）ク所（トコロ）常ニ必ス赫々タル（赫々ノ）戦果ヲ収メ我（カ）将兵ノ忠誠勇武ハ中外齊シク之ヲ絶讃シテ止マス。皇軍ノ真価愈々加ルヲ知ル。

然レ共一度深ク（省ミテ）軍内部ノ実相ニ及ヘハ、未タ瑕瑾ノ渺カラサルモノアルヲ認ム。

就中、軍紀風紀ニ於テ忌々（ハ）シキ事態ノ発生、近時漸ク繁（キ）ヲ見（耳ニシ）信ゼザラン（ム）ト欲スルモ尚疑ハサルヘカラサル（転タ慨然タル）モノアリ。惟フニ、一人ノ失態モ全軍ノ真価ヲ左右シ、一隊ノ過誤モ遂ニ全軍ノ聖業ヲ傷クニ至ラン。（中略）

或ハ沍寒ニ苦シミ或ハ櫛風沐雨ノ天苦ヲ嘗メテ、日夜健闘シアル外征将士ノ心勞ヲ深ク偲ヒツツモ、断シテ事変ノ完美ナル成果ヲ期センカ為、茲ニ改メテ、軍紀・風紀ノ振作ニ関シテ切ニ（切々）要望ス。

本職ノ真意ヲ諒セヨ。

昭和十三年一月四日

大本営陸軍部幕僚長 載仁親王

中支那方面軍司令官宛

*

この要望は中支那方面軍司令官宛だけでなく、一月七日付で、北支那方面軍司令官・寺内大将宛にも発せられているのである。（括弧内は北支那方面軍着信のもの、中支那方面軍のものと文言に若干の相違が認められる。電信解読作業の際、生じたものであらう）

これよりさき、華北方面で作戦中の第一軍においては、昭和十二年十二月一日、軍参謀長・橋本群少将の依命通牒『皇軍の威信向上に関する件』が出されている。

「首題ノ件ニ関シ、数次訓示セラレアルニ拘ラス、之ニ反スルカ如キ犯罪猶少カラス、之ヲ軍法会議ノ取調等ニ徴スルニ、出征以来、是等犯罪防止ニ関スル訓話ハ不徹底ニシテ、甚シキハ一回ノ注意ヲモ聞カサルモノアリ。

皇軍ニ於テ、依然トシテ此種犯行ノ続出スルニ於テハ、皇軍ノ理想モ画餅ニ帰セシムルノミナラス、最愛ノ部下ヲシテ、郷土ニ面目ヲ失墜セシムヘキニ鑑ミ、万難ヲ排シテ、部下一般ニ今次出師ノ真意義ヲ徹底セシメ、蔽

肅ナル取締ト相俟テ、苟モ之ヲ冒瀆スル不徳行為就中、一、財物ノ掠奪、二、婦女子ノ凌辱、三、無辜ノ殺傷ヲ絶滅セシムル如ク、特ニ配慮相煩ハシ度、右依命通牒ス。」(出所・『第一軍戦時旬報』、一軍参一密第一号)

*

国軍の軍紀肅正の必要性は華中のみならず、華北においても深刻であった。

このような訓示が出された背景について、当時中央に在った参謀本部・河辺虎四郎作戦課長(のち中将)は、「軍中央部の一員である私どもにとって、甚だ気になってきたことは、戦場軍隊の志気であった。華北にせよ、華中にせよ、戦場兵員の非軍紀事件の報が、しきりに中央部に伝わってくる。南京への進入にあたって松井大將が隸下に与えた訓示は、ある層以下には浸透しなかったらしい。外国系の報道の中には、かなりの誇張や中傷の事実は認められたし、避け得なかった事情もあったようであるが……。」

と、当時、事変終結の前途容易ならざる情勢を予察して、在中国軍隊の軍紀弛緩の報に深く憂慮していたことを回顧している。(出所・河辺回想録『市ヶ谷より市ヶ谷台へ』昭和三十七年)

六、軍中央部の措置―阿南人事局長と本間第二部長の派遣

『飯沼守日記』十三年一月二日(晴)の項に、

「阿南人事局長、諫山〔春樹^{27期}〕庶務課長、其他補任課徴募課員等〔稲田正純^{29期中佐}、額田坦^{29期中佐}、荒尾興功^{35期大尉}〕南京着、殿下ノ御殿ニテ謁シ後幕僚ト会谈」とある。

上海・南京戦一段落後の人事のため派遣されたであろうことは任務上当然であるが、当時、南京で一行を案内した榊原主計上海派遣軍参謀の回想によれば「南京における軍紀問題」の調査もその任務の一つであったという。

一月三十一日午後五時、在東京のグルー米大使は南京・北平・漢口米大使館宛、次のような電報を発した。

「(一)〔米〕大使館附陸軍武官ハ本日〔日本〕陸軍省ニ於テ、本間大將ガ大本営ヨリノ代表トシテ渡支シ、且外国權益ノ侵害行為防止ニ関シテ松井大將ニ大本営ヨリノ訓令ヲ携行セル旨ヲ、秘密裡ニ告知セラレタリ。

(二)陸軍省ニ依レバ、外国權益侵害ニ対スル保証ノ手段トシテ、日本軍ノ集結シ居ル支那各地ニ佐官級將校ヲ駐在セシムル事ヲ以テ一方法トナス由ニテ、斯カル將校ノ一人デアル広田中佐ハ南京ニ赴キ、松井大將ノ指揮下ニ入ル筈ナリ。」(極東軍事裁判記録)

『飯沼日記』一月二十八日(晴)には、「本間少将〔雅晴^{19期}参謀本部第二部長〕外交関係視察ノ為三十一日来寧ノ由」と記されている。

また『飯沼守日記』二月一日(曇)の項――

「本間少将来リ本郷〔忠夫 二課参謀〕ヨリ従来ノ事件報告。本夜ハ本間少将ノ名ニテ各国領事等ヲ呼び、副長〔上村大佐〕以下参謀モ行ク。」

続いて二月二日(曇)の項には――

「〔本間少将の〕昨夜ノ各国領事招待ハ彼等ヲ非常ニ満足セシメタルカ如シ。十二時頃迄歸ラサリシト」の記述がある。

本間少将に与えられた任務について当時、南京大使館参事官・日高信六郎によれば「同將軍が私に話した処に依れば、其の用件は外国関係の問題が主であつたのですが、中国人関係のことも其の用件の中にあつたと云ふことであります」という。(極東裁判口供書による)

日高の上司であつた石射猪太郎(外務省東亜局長)も同じく極東裁判で次のように口供している。

石射証人「翌一九三八年一月の末頃と記憶するが、陸軍中央では特に人を現地軍に派遣したあとで、其の派遣された人物は本間少将である事がわかった。それ以後、南京アトロシテーズは終止した。」

二月上旬、安全区の住民もぼつぼつもの住まいに帰りはじめた。『資料集』の上海英字紙参照）
本間少将らの派遣は石射証人の言うように明らかな一つのエポックであった。

在南京アリソン領事は、二月十八日午後四時、次のような電文を國務長官、アメリカ大使宛発している。

「茲二、三日間ハ南京ノ状態ガ著シク向上シタト言フ報告ヲ為シ得ルコトヲ嬉シク思フ。大部分ノ支那人ハ所謂「安全地帯」カラ市内各地区ニアル彼等ノ以前ノ住居ニ帰リツ、アル。尚、日本軍人ノ無秩序及不法行為ニ関スル報告ハ時々モタラサル、モ、斯ル報告ノ数ハ実質的ニ減少シ、日本官憲ガ原住民ノ現生活状態ヲ向上セシメント努力セル確証ガアル。外国人ニ対スル行動制限ハ漸次緩和サレ、アメリカノ一施設タル南京大学病院ヘノ復帰ヲ是非共必要トシテキル。アメリカ人医師ノ南京帰還ノ許可ガ最近下リタ。」

なお、広田中佐とグルー電文にあるのは、広田豊^{27期}中佐（陸大^{35期}御賜）である。カナダ駐在武官のキャリアがあり、當時下志津飛行学校教官であった。「十三年一月三十日上海派遣軍附、同年三月二日派遣軍参謀」と停年名簿にある。宇都宮直賢氏^{32期}（のちに14年8月12日渉外部長）の回想によると、広田氏の当時見聞した所として「広田大佐と軍渉外部長を交代した際、談たまたま南京虐殺事件に及んだ時、大佐は「中国側の宣伝による中国人の殺害された数は全く天文学的であり、過高断面の表現もよいところだったが、私が南京駐在の日本領事たちと現地ではっきり見聞したところでも、多数の婦女子が金陵大学構内で暴行され、殺害されたことは遺憾ながら事実であり、実に目

を蔽いたくなる光景だった」と語った」という。

またその執務ぶりについて「広田大佐は国際的視野に立って渉外事項を処理したので畑（俊六^{12期}中支那派遣軍）司令官の信用を博していたが、作戦第一の参謀長あたりは外国権益のこととやかく問題を持ち込む渉外部長に対しては風当たりが強かったようで、任務交代中の私がたまたま同席した総領事館での黄浦江改修問題討議に際しても、鈴木宗作^{24期}参謀副長からひどく叱責されているのを見て、渉外部長の仕事もなかなかだわいと種を締め直した」と思いうを綴っている。（宇都宮直賢『黄河・揚子江・珠江——中国勤務の思い出』一九八〇年・非売品）

七、二月七日松井大将の上海派遣軍慰霊祭における訓示

巷間、一部の人びとの間では、「十二月十八日、南京入城の翌日、自ら祭主として営んだ慰霊祭の式後、松井大将が泣きながら部下将兵を叱った」という説が事実として定着しており、これが入城直後の日本軍の行動と結びつけて、論ぜられるのが常である。

この「松井大将涙の訓示」が入城式の翌日十二月十八日に行われたとする出典は、当時同盟上海支局長であった松本重治氏の回顧録『上海時代』（中央公論社刊・昭和五十年）である。まず原文を引いてみよう。（要約）

*

松井最高指揮官の訓戒 南京は昭和十二年（一九三七年）十二月十三日夕刻完全に陥落し、十七日「中支那方面軍」は、松井最高指揮官を先頭に入城式を行った。その前日、軍報道部長深堀（^{やうき}游亀）^{28期}中佐が、私を電話で呼び出し、「十七日から、上海—南京間の鉄道は、途中でトラックに乗り換える必要もあるかも知れぬ、がとにかく曲りなりに修復されたので、一度、占領後の南京をいっしょに見に行かないか」との招待があった。翌

日、私は、スウェーター二枚の上に、「同盟」本社が送ってよこした冬用の従軍服を着用し、約束の時間に北停車場に行った。

深堀報道部長は、この夏ごろ着任して以来、幾度か私ら記者たちと語り合ったり、いっしょに前線の視察に行ったりした、気の置けぬ人柄であった。彼は九州の殿様の末裔とのことで、小さな深堀城址がまだ熊本か長崎の附近にあると聞いたが、何となくおっとりしており、親切な、かつユーモアたっぷりの人物でもあった。夜になると車中はひどく寒いので、毛布を六枚ももらって寝た。汽車はときどき停車したり、またゆっくりと走り出したり、翌十八日朝、南京に着いた。陸海軍の合同慰霊祭があると深堀中佐が知らせてくれたので、「ぜひ特別に参列させてもらいたい」と申し込んだ。松井最高指揮官の顔も見たかったからであった。

まず、「同盟」の従軍記者たちが臨時に中山路のある空家を占拠していたので、そこを訪ね、同僚たちを^{わづら}うとしたが、記者やカメラマンの多くは、取材のため、八方飛びまわっていて、残念ながら会えなかった。

慰霊祭定刻二時の半時間前、深堀報道部長とともに、急ぎ祭場の故宮飛行場へ行った。その日は曇りで、風は強くはなかったが、膚を刺すような寒さであった。夜来の小雨が雪と変じ、式場は薄化粧をしていた。参列部隊は定刻まで整列を終えつつあった。見れば、祭場の中央には東面して、白布の祭壇がしつらえられ、その後方には高さ数メートルの四角の白木に「中支那方面軍陸海軍戦病没将士霊標」と認められていた。戦没した従軍記者、従軍カメラマンたちも合せ祀られていたのであった。周囲には白布を垂らした真榊が立ち並び、野戦斎場の簡素な中に、森厳たるものがあつた。

式は神式に則って進められ、松井・長谷川指揮官の祭文が厳肅に読まれ、ついで日高参事官が川越大使の弔辞を代読、両斎主の玉串奉奠があり、喇叭手が吹き鳴らす「国の鎮め」のうちに、一斉に捧げ銃を行い、慰霊祭は

いともおごそかに終わった。

私はそれで終ったかと思っていると、松井最高指揮官が、つと立ち上り、朝香宮をはじめ参列者一同に対し、説教のような演説を始めた。深堀中佐も私も、何が始まったのかと、訝りながら聴いていると、「おまえたちは、せつかく皇威を輝かしたのに、一部の兵の暴行によって、一挙にして、皇威を墜してしまった」という叱責のとばだ。しかも、老將軍は泣きながらも、凜として将兵らを叱っている。「何たることを、おまえたちは、してくれたのか。皇軍として、あるまじきことではないか。おまえたちは、今日より以後は、あくまで軍規を厳正に、絶対に無辜の民を虐げてはならぬ。それが、また戦病没者への供養となるであろう」云々と、切々たる訓戒のことばであった。私は、心に「松井さん、よくやったなあ」と叫び、深堀中佐を顧みて、「日本軍の暴行、残虐は、今、世界に知らされているんだ。何とかして松井大将の訓戒のニュースを世界に撒きたいのだ。ぜひとも報道部長の同意を得たい」と頼むと、深堀中佐は、「松本君、僕は賛成だ。だが、今すぐ方面軍の参謀からOKをとってくるから、ちょっと待っていてくれ」という。

二十分ほどすると、深堀中佐が戻ってきて、「参謀は、あまり賛成しないといっている」といので、私は、「深堀中佐、このニュースの打電を許可してくれば、報道部長として、日本のための最大の貢献になるのですよ。これを許可しないほうが報道部長の責任になるのだと考えられないですか」と詰め寄る。深堀中佐は、しばし考えていたが、「松本君、君の考え方が正しい。参謀が何といおうとかまわない。自分は報道部長の責任において、ニュースの発表、打電を許可する」「すごい。ありがとう。虐殺、暴行の噂は、少なからず聞いてはいたが、松井大将の話を聞いてみると、現実には、ずいぶんわるいことをやったらしいではありませんか。日本軍の名譽回復の一助としたいのです。ぜひこの電報をやりましょうや」「松本君、やってくれ」。私は、深堀中佐の手を

とって、握手をした。

「南京大虐殺」事件 翌十九日、私は上海に帰ってすぐ支社に本社、東京向けの発信をするともに、英文部長の堀口（瑞典）君に、英訳してロイテル通信や各英字紙に配ってくれと頼んだ。堀口君も大賛成。その翌朝、短いながらも、その記事は、上海の『ノース・チャイナ・デیلیー・ニューズ』など各英字紙に掲載された。しかし松井最高指揮官の態度は立派であったが、松井さんの訓戒の対象となった日本軍の南京その他における最も恥ずべき暴行、虐殺、放火、死体冒瀆等の事実は、たえず私の心を痛めたのであった。

（松本重治著『上海時代（下）』中公新書二四五～二四九ページ）

松本重治氏の回想する「松井大将涙の訓示」とは如何なるものであったか―を当日の『松井日記』によって検証してみよう。

日記を読む者は不思議なことに気づく。すなわち「涙の訓示」が見当たらないのである。

「十二月十八日

今晚降雪少許アリ、天気陰鬱ニシテ恰モ本日ノ忠霊祭ニ適スル天気ニテ、天モ吾等ト共ニ泣ケルモノト思ハル予ハ祭主トシテ陣没霊前ニ進ミ祭文ヲ朗読シ万感胸ニ迫リタルモ、往時ノ如ク声詰リ涕泣禁シ能ハサル如キ事ナク、何タカ一層ノ勇氣ト発奮心起リ、朗々祭文ヲ読ミ忠霊ニ告グルヲ得タリ……之レニテ上陸戦斗以來ノ一段落ヲ終ヘ此夜ハ早クヨリ安眠ス。」

松本氏は南京まで鉄道で行ったというが、第一、十二月十八日には鉄道はまだ通じていない。

さらに『松井日記』をさぐるうち、二月七日の項に次のような注目すべき記事を発見した。この日は上海派遣軍司

令官が祭主となって慰霊祭が行われたのである。

「午後慰霊祭に参列ス。予ハ去年南京入城ノ翌日最初ノ慰霊祭ヲ自ラ祭主トシテ営ミ今日亦五十日祭トモ云フヘキ此祭事ニ遭フモノナレト曩ノモノハ戦勝ノ誇ト気分ニテ寧ロ忠霊ニ対シ悲哀ノ情少カリシモ今日ハ只々悲哀其モノニ捉ハレ責任感ノ甚タ胸中ニ迫ルヲ覺エタリ。蓋シ南京占領後ノ軍ノ諸不始末ト其後地方自治、政權工作ノ進捗セサルニ起因スルモノナリ。仍テ式後参集ノ各隊長ヲ集メ予メ此所感ヲ披露シテ一般ノ戒飭ヲ促セリ。」

すなわち、大将は十二月十八日の慰霊祭の折には「戦勝ノ誇ト気分ニテ寧ロ忠霊ニ対シ悲哀ノ情少カリシモ」、二月七日のばあいは打って変わって「只々悲哀其モノニ捉ハレ責任感ノ甚タ胸中ニ迫ルヲ覺エ」たのである。

その間に、如何なる事情が介在したのであるうか。「蓋シ南京占領後ノ軍ノ諸不始末ト其後地方自治、政權工作ノ進捗セサルニ起因スルモノナリ」と、松井大将は二つの理由を挙げている。

「支那通」を以て自任する松井大将は南京政權樹立工作に熱意を傾け、「北支」政權に重きを置く軍中央部としはしばしば対立する―その辺の事情は、南京占領後の『松井日記』にくわしい。南京占領後の日記の大半は、その記述で占められていると言ってよい。

志、半ばにして近く「万事ヲ中途ノ儘ニ〔内地に〕帰還スル予ノ胸中ノ苦悶」（二月十六日『松井日記』）が松井大将を泣かしめた大きな理由であったのは間違いないが、それはおき、もう一つの理由「南京占領後ノ軍ノ諸不始末」とは何か。

松井大将の「涙の訓示」を聞いた上海派遣軍飯沼参謀長の記すところによれば「此五十日間ニ幾多ノ忌ハシキ事件ヲ起シ、戦没将兵ノ樹テタル功ヲ半減スルニ至リタレハナリ、何ヲ以テ此英霊ニ見ヘンヤ」ということになったとする。

「忌ハシキ事件」とは、松井、飯沼兩日記に表われた限りにおいては、その大部分は南京市所在の「外国公館ニ対スル非違不軍紀」である。もちろん松井大将には中国通として「支那人ニ対スル輕侮ノ念多シ之カ禍ヲ為シ今日ノ事変ヲ生起シタルトモ言ヒ得」（十二月十八日參謀長会同訓示）との認識はあったが、のちに極東軍事裁判で問題とされた南京城内安全区掃蕩戰乃至捕虜処断等に触れた記述は皆無である。

*

したがって、松本重治氏の回想は十二月十八日の入城式直後の慰靈祭と翌十三年二月七日の上海派遣軍慰靈祭の見聞が混じり合ったものと言える。

十二月十八日に松井大将が泣いたという説は誤りである。

このことは、われわれが松本レポートを掲載した上海英字紙をさがしあてたことで決定的となった。

松本氏を国際文化会館に訪問して英字紙をお見せしたところ、言下に「ああ、これが僕が書いた記事ですよ」という明快な返事が返って来た。昭和六十二年早春三月十六日のことであった。

すなわち、松本氏のレポートは、『上海時代』に述べられているとおり慰靈祭の翌日二月八日、古い伝統を持つ上海の英字紙『ノースチャイナ・デイリーニューズ』（英国系）、『チャイナ・プレス』（大陸報）（アメリカ系）に「日本軍、軍紀を緊縮す 松井將軍、南京慰靈祭にて命令」“Japanese Army Discipline to be Tightened General Matsui Issues Order at Nanking Service.”と題して掲載された。

東京向けに発信されたものは、どうだったのであろうか。

「しきりに報ぜられる日本軍不軍紀の悪評に直面してとられたこの行動は、日本陸軍史上——先例のない unpre-

cedented ことである。【同盟発】」

と、松本重治氏はまことに率直なレポートを送っている。

まさに高級指揮官の訓示としては、未だ曾てない訓示であった。しかも、松本レポートに言うように「寒風吹きさらす南京の式場でそれを聞く高級将校のなかには、軍司令官たる皇族も列していた」のである。

*

記事原文（英文）は次の通りである。

Japanese Army Discipline to Be Tightened

General Matsui Issues Order at Nanking Service

PRESTIGE TO BE CLOSELY GUARDED IN FUTURE

In the solemn atmosphere following a memorial service for Japanese officers and men killed in action, General Iwane Matsui, Commander-in-Chief of the Japanese Expeditionary Force in Central China, to-day instructed his commanders to tighten discipline in their units in order to "enhance the prestige of the Imperial Army".

Among the high officers so addressed on the wind-swept Nanking Parade Ground was Lieutenant-General Prince Yasuhiko Asaka, a member of the Imperial family.

Speaking at length on the determination of the Japanese forces in the face of the prospect of lengthy hostilities, General Matsui called the attention of his subordinates to the necessity of putting an end to various reports affecting the prestige of the Japanese troops.

This action, said to be unprecedented in the annals of the Japanese Army, was taken in the face of recurring adverse comment on reported breaches of discipline by Japanese Troops. — Domei.

(訳文) 松井將軍軍紀引締めを命令

日本軍兵士の行為についての非難に直面して厳命

(南京 二月七日＝同盟)

戦死した日本軍將兵追悼式後の厳肅な雰囲気の中で中支那派遣軍総司令官松井石根大將は、本日、部下指揮官に対し、「帝國陸軍の威信を高めるために」各自の指揮下部隊における軍紀を引き締めるよう訓示した。

風吹きさらす南京練兵場で訓示を受けた高級士官の中には、皇族の朝香鳩彦王中将宮殿下がおられた。

戦争状態の長期化が予想されるため、日本軍部隊の決意に関して長い時間をかけて語った松井將軍は、部下將兵に対し、日本軍部隊の威信に影響を与えている種々の報道に終止符を打たせる必要性について注意を喚起した。

日本陸軍の歴史上未曾有と言われる將軍のこの訓示は、日本軍部隊の報道された軍紀違反について不利なコメントが繰り返される事態に直面して行われたものである。

*

『ノースチャイナ・デイリー・ニュース』『チャイナ・プレス』両紙の南京戦関係報道については、資料集訳文を参照されたい。

中国軍戦死者慰霊祭

なお人知れず、翌二月八日、挹江門脇で、南京特務機関主催の中国軍戦死者慰霊祭が行われたことを申し添えたい。これには日・中国、両国の僧侶と自治委員会のメンバーが参列した。

「敵ニハアレド亡キガラニ花ヲ手向ケタル武士道ノ情ケナリ。」(『上村利道上海派遣軍参謀副長日記』)

Japanese Army Discipline to Be Tightened

General Matsui Issues Order
at Nanking Service

PRESTIGE TO BE CLOSELY GUARDED IN FUTURE

Nanking, Feb. 7.

In the solemn atmosphere following a memorial service for Japanese officers and men killed in action, General Iwane Matsui, Commander-in-Chief of the Japanese Expeditionary Force in Central China, to-day instructed his commanders to tighten discipline in their units in order to "enhance the prestige of the Imperial Army."

Among the high officers so addressed on the wind-swept Nanking Parade Ground was Lieutenant-General Prince Yasuhiko Asaka, a member of the Imperial family.

Speaking at length on the determination of the Japanese forces in the face of the prospect of lengthy hostilities, General Matsui called the attention of his subordinates to the necessity of putting an end to various reports affecting the prestige of the Japanese troops.

This action, said to be unprecedented in the annals of the Japanese Army, was taken in the face of recurring adverse comment on reported breaches of discipline by Japanese troops.—Domei.

ノース・チャイナ・デیلیー・ニューズ
2月8日号「松本重治氏打電」記事

松井大將が慰靈祭で「涙の訓示」をされた頃、参謀本部では既に十三年八月までのおよそ六カ月間を用途とする作戦指導要綱を決定していた。この要綱は正式には二月十六日の御前会議で決定されたのであるが、それは北支・中支ともに戦面不拡大を基本方針としたもので、その措置の一環として、司令官級の異動を含む出先軍の改編が行われた。

即ち、二月十四日、中支那方面軍、上海派遣軍、第十軍の戦闘序列が解かれ、新たに中支那派遣軍戦闘序列が下令された。新司令官に畑俊六大將が親補され松井・朝香宮、柳川の三將軍は内地に帰還となったのである。

松井大將は慰靈祭の三日後即ち、二月十日、上海で東京よりの使者によりそれを知った。日記によれば大將は若干の未練はあったものの、中央陸軍部ノ妄、如此テハ予カ徒ニ留任スルモ其効果少ク寧ロ帰朝シテ各方面ト折衝シテ今後ノ対支那政治ト軍事政策ヲ根本的ニ立直ス事緊要ナリト考へ、寧ロ喜テ離任ノ覚悟ヲ定メ、たようである。

そして二月十五日、幕僚の一部を率いて方面軍司令官として帰国すべき正式命令を受けた。まさに南京戦の終焉である。昭和十二年八月十五日、上海派遣軍司令官に親補されてより半歳、苦難の上海戦に始まり、首都南京攻略という輝かしい戦績を残して大將の任務は終了した。

歴史を学ぶ者は、「未来・運命」が人間の予測を絶することに肅然とせざるを得ない。南京戦の軍事的大成功が、その後八年に亘る泥沼の戦争と、惨たる敗戦につながる第一歩であり、大將自身がA級戦犯として裁かれる身となることなどは、当時夢にも思わなかったに違いない。

大將は二月二十五日東京帰着、翌二十六日朝香宮、柳川両軍司令官と共に天皇陛下に上奏・復命し、優渥なる勅語を賜った。かくて三月十三日、方面軍司令部は解散し、大將は再び和服の静かな生活に戻られた。

現在のところ、大將がその後对中国の政治軍事面で、どれ程活躍されたか詳しく伝える記録は無い。ただ戦に殞れ

た日中両国の人々の霊を祀るため、兩軍將兵の血の染みた大場鎮の土を焼き込んだ興亜觀音像を伊豆山に建立され、近くに庵を結んで統経三昧の日々を送られたことは知られている。中国通を以て自ら任じ、中国をこよなく愛し、多くの中国人の知己を持ちながら、大將は対中強硬派であり、南京攻略の急先鋒であった。上海以来南京に至る戦闘での部下の死せる者二万四千、これに数倍する中国兵と民衆の犠牲、觀音堂に籠られる大將の胸中に去来するものは何であつたらうか。

大將の日記で見える限り、大將は司令官として赫々たる戦果を挙げたにも拘らず、最後迄心を満たされることは無かつたようである。政府、大本營など上層部との意見の相違、犬猿の仲であつた中島中将との確執だけでなく、直接の幕僚すらも大將と一心同体ではなかつたらしい。加うるに末端の將兵の軍紀風紀の問題では、国内・国外への影響も顧慮して終始頭を悩まし続け、機会ある毎にそれを戒めなければならなかつた。

終戦は大將の統経三昧の生活を奪つた。昭和二十年十月十九日、A級戦犯としての逮捕状が出たからである。大將はあれ程注意していた心無い一部將兵の不軍紀な行為の「監督責任」を問われ有罪とされ、二十三年十二月二十三日従容として死につかれたのである。

南京戦が終了して既に半世紀を経て、往時を偲び今を想うと、多くの尊い犠牲者のことも、忠勇無双の將兵のことも、大東亜戦の敗戦という歴史の大きなうねりの蔭に没して、語り継ぐべき人々も逐次世を去り、まことに悲しい限りである。

その意味でこの戦史は、我々元將校が後世まで末長く残すため、公正な資料に準拠して纏めた南京戦の報告書である。最後に、亡くなられた日中両国の犠牲者の御冥福を心よりお祈りして『南京戦史』の筆を措く。

(終)

「南京戦史」関係年表

出典 戦史叢書・近代日本総合年表(岩波書店)・太平洋戦争への道・資料編(朝日新聞社)・松井大將日記・飯沼守参謀長日記・上村利道日記・中島師団長日記・畑俊六日記(みすず書房刊)・抗戦簡史

7月7日	北京郊外蘆溝橋付近で日中兩軍衝突	9月2日	機の誤射により負傷（9月21日、外交折衝により解決）
8月5日	「交戦法規ノ適用ニ関スル件」梅津陸軍次官より駐屯軍参謀長あて通牒（「日支全面戦ヲ相手側ニ先シテ決心セリト見ラルルカ如キ言動ハ努メテ之ヲ避ケ」るものとした）	9月5日	閣議、北支事変を支那事変と改称
8月9日	上海虹橋飛行場付近の道路を通行中の上海陸戦隊西部派遣隊長・大山中尉と斎藤一等水兵、中国保安隊に射殺される	9月7日	わが海軍、全中国沿岸封鎖を宣言
8月13日	閣議、上海居留民保護のため、陸軍2コ師団派遣を決定	9月9日	台湾軍に重藤支隊の上海派遣を下令
8月15日	政府、支那軍脅威、国民政府の反省を促す帝国声明を発表 上海派遣軍を編組 海軍中攻隊、南京・南昌を渡洋爆撃	9月11日	中国、国防最高會議を設置（主席蔣介石、副主席汪兆銘）
8月21日	蔣介石、全国総動員を下令、大本營を設置（全面戦争体制を採択）	9月12日	大本營、上海派遣軍の戦闘序列、第9、第13、第101師団の上海派遣を発令
8月22日	南京で「中ソ不可侵条約」調印	9月14日	中国、日中間の事変を國際連盟に提訴
8月23日	第3師団先遣隊、呉淞に敵前上陸	9月19日	重藤支隊、川沙鎮上陸
8月24日	中国国民政府軍事委員会、中共軍を第八路軍として中国軍に編入	9月27日	第3艦隊長官、在上海各国総領事に南京爆撃を予告（20日、非戦闘員の避退勧告） 海軍第2聯合航空隊、南京空襲開始（25日まで空襲11回）
8月26日	第11師団、川沙鎮に上陸	9月28日	政府、日中紛争に関する國際連盟諮問委員會の招請（9・21）を拒絶
	第3艦隊長官に中国船舶に対し揚子江以南の中国海湾封鎖の大命伝達	9月27日	第9師団、呉淞に上陸 参謀本部第一部長交代（石原莞爾少将↓下村定少将）
	英国駐華大使ヒューゲッセン、わが海軍飛行	9月28日	國際連盟総会で日本の中国都市爆撃非難決議を全会一致で採択
		10月1日	第13師団、呉淞に上陸
		10月5日	米大統領ルーズベルト、シカゴで日独を侵略

10月12日	国家として非難する（いわゆる隔離演説）	11月4日	参謀本部、主作戰を北支方面から上海方面に転移を決定
10月15日	上海派遣軍、大場鎮総攻撃を開始（26日占領）	11月5日	参謀長宛発信（陸支密第一七二二号）
10月26日	陸海軍中央統帥部、陸海軍航空協定（中支方面使用兵力・陸軍45機、海軍233機） 第10軍の戦闘序列を令し、杭州湾北岸上陸の大命発令 支那方面艦隊新設（第3・第4艦隊で編成、長官・長谷川清第3艦隊長官兼務）	11月7日	第10軍、杭州湾北岸に上陸、上海戦線の背後をつく
10月30日	駐華独大使トラウトマン、中国国民政府外交部次長と会谈	11月9日	「中支那方面軍」の編成を下令（作戰地域は蘇州―嘉興の線以東と限定）
10月31日	北支から第16師団を転用、上海派遣軍に編入	11月13日	上海戦線の中国軍、退却を開始
11月1日	上海派遣軍、蘇州河を渡河、南岸の中国軍陣地に対する攻撃を開始	11月14日	第16師団と重藤支隊、白茆口付近に上陸
11月2日	参謀本部の編成を一部改正、事変勃発以来、常に意見が対立していた戦争指導課と作戰指導課を一課に統合した	11月16日	中支那方面軍、蘇州―嘉興の線に向かい追撃を始める（19日、この線に進出）
11月3日	広田外相、ディルクセン Dirksen, Herbert Von 駐日独大使に对中国和平条件を示す（11月5日、トラウトマン大使より蔣介石に通告、トラウトマン工作始まる）	11月19日	中国国民政府、重慶遷都を宣言
		11月20日	中支那方面軍、独断で作戰制限線を越え無錫・湖州攻撃を準備
		11月22日	皇居内に大本營を設置
		11月23日	中支那方面軍、南京攻略の必要を意見具申
		11月24日	駐華ジョンソン米大使、漢口へ移転
		11月24日	第1回大本營御前會議で陸海軍作戰計画を上奏、先に指示した中支那方面軍の作戰地域の制限を解除
		11月24日	唐生智、南京衛戍司令長官に任命される
		12月1日	大本營、中支那方面軍の「戦闘序列」を下

令、南京攻略を命令
 12月2日 蔣介石、トラウトマン独大使と会談（日本の和平条件を質問、7日駐日デイルクセン独大使、広田外相に伝達） 上海派遣軍司令官に朝香宮鳩彦中将を親補
 12月7日 蔣介石夫妻、南京を脱出
 12月9日 松井中支那方面軍司令官、唐生智に開城投降を勧告（回答なし）
 12月10日 中支那方面軍司令官、南京城攻撃続行を命令
 12月11日 早くも日本全国で南京陥落の祝賀行事が盛大に挙行された
 12月12日 米砲艦バネー号、南京上流揚子江上で海軍航空部隊の誤爆により沈没、蕪湖付近を航行中の英砲艦レディバード号、第10軍砲兵部隊の砲撃により損傷
 12月13日 中支那方面軍、南京占領
 12月17日 南京入城式
 12月18日 中支那方面軍慰霊祭
 12月21日 閣議で日華和平交渉に関する駐日独大使への回答文を決定し上奏（22日提示）
 12月22日 佐々木到一少将、南京城内肅清委員長に就任
 12月24日 第16師団による南京難民区の兵民分離査問工作始まる（1月5日まで続行）

12月28日 参謀総長・陸軍大臣連名の通牒「国際関係ニ関スル件」が中国派遣各軍司令官あて出される 第10軍司令部、杭州へ移転
 1月1日 南京市自治委員会成立
 1月2日 阿南陸軍省人事局長一行、南京へ向かう（1月8日帰国）
 1月4日 軍紀風紀の振作に關し中支那方面軍司令官あて参謀総長要望（1月9日、塚田方面軍参謀長名「依命通牒」が出される）
 1月11日 大本営、政府首脳による御前會議、支那事變處理根本方針を決定（國民政府が和を求めて来ない場合は、以後これを相手にせず、新政權の成立を助けるなど）
 1月12日 外務次官、駐日独大使館参事官と會談（15日までに和平交渉についての中国側回答を得たい旨依頼）。駐支独大使、中国外交部長へ日本側情勢を伝え回答を促す（13日、中国外交部長は日本向け回答文を独大使に手交）
 1月14日 駐日独大使、中国側回答（日本提案の具体的な内容を知りたい）を広田外相に手交、内閣は閣議を開き対策を協議したが、大本営は即断に反対し、政府との連絡會議開催を要求した

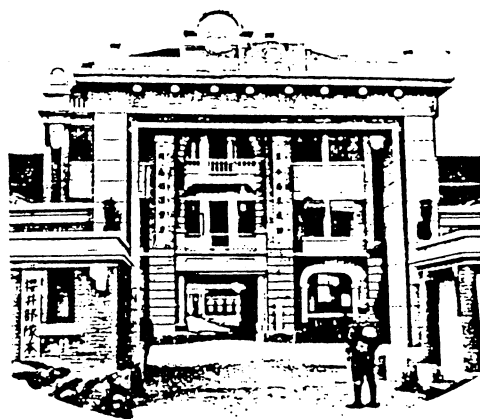
1月15日 参謀本部は、大本営政府連絡會議で政府の主張する和平交渉打ち切り案に烈しく反対したが、事變遂行中、いま内閣退陣の政變を起こすは得策ならずとする米内海相らの意見に屈服、ついに中国との和平交渉打ち切り決定
 大本営、中支那作戦終了に伴い北支那要域確保のため第16師団を上海派遣軍から除き、北支那方面軍編入を發令
 1月16日 政府、駐華独大使トラウトマンを通じ中国に和平交渉打ち切りを通告、近衛首相「爾後國民政府を對手とせず」との對華聲明を發表
 1月18日 川越駐支大使に帰朝命令（28日上海發歸国）
 （中国・許世英駐日大使は1月20日横浜港發歸国、駐日大使官参事官揚雲竹ら一部の館員は13年6月11日まで在留した）
 参謀本部第一部長交代（下村定少将から橋本群少将へ）
 1月20日 杉山陸相「長期持久戦に臨む将兵の心構え」を全軍に訓示、「全軍將兵一致結束特ニ堅忍持久ノ精神ヲ以テ職分ニ最善ノ努力ヲ傾注スヘシ」
 1月22日 第73回帝國議會再開（3月8日、臨時軍事費48億円を含む予算案成立。3月24日、國家總

1月26日 動員法可決、4月1日公布） 中島第16師団長、南京を去り、天谷少将、南京警備司令官に就任
 1月27日 南京市内で日本兵によるアリソン米書記官殴打事件發生
 1月28日 ソ連人義勇飛行士の操縦する中国空軍機、南京を空襲
 2月4日 上海派遣軍の第13師団、中国軍の反撃を封ずるため淮河河畔進出作戦開始（2月10日まで）
 2月7日 本間参謀本部第二部長、上海へ（2月1日、外交団を招待し南京市内でパーティー開催）
 2月7日 大本営政府連絡會議（今後の持久戦方針について統帥部とはるかに積極的な政府との議論かみ合わず）
 ドイツ、国防相ブロンベルク、陸軍司令長官フリッツの解任を發表（ヒトラー、統帥權を掌握、その命によりファルケンハウゼン以下ドイツ軍事顧問団は蔣介石の強い反対を押し切り、13年4～5月本国引揚げとなる）
 2月7日 上海派遣軍慰霊祭で松井大将異例の「軍紀引き締め」を訓示
 中ソ軍事航空協定調印（ソ連、中国に軍用機・技術者・操縦士の提供を約束）

2月10日	大本営、第114師団を第10軍の戦闘序列から除き、北支那方面軍編入を発令	2月21日	て重慶を襲う 松井大将、参謀長・塚田攻少将ら幕僚を従え瑞穂丸に乗船、午後2時上海発離任（25日東京着）
2月14日	大本営、中支那方面軍・上海派遣軍・第10軍の戦闘序列を解き、中支那派遣軍の戦闘序列を下令（2月18日、統帥発動）	2月22日	中国軍爆撃機数十機、杭州飛行場に来襲（事変始まって以来、わが飛行場に対する初攻撃） 柳川中将、午後3時、上海出港、東京丸で離任帰国
2月15日	国民政府外交部亞州司日本科長・董道寧、満洲国外交部・伊藤芳男の案内で長崎上陸、上京して参謀本部謀略課長・影佐楨昭大佐らと日中和平問題につき会談	2月23日	朝香宮午後3時、上海出港、吉野丸で離任帰国
2月16日	大本営、御前会議において「戦面不拡大方針」を確立（「13年夏季を別途とする支那事変帝国陸軍作戦指導要綱」を裁可）「支那ニ於ケル現占拠地域ヲ確保シテ其ノ安定ヲ期スルト共ニ対蘇支二国作戦ノ為軍ノ実質的整備ノ完遂ヲ図リ第三国特ニ蘇國ニ対シ警戒ヲ嚴ニス」	2月26日	中国軍機、台北付近を爆撃（わが領土に対する初めての攻撃） 大本営、第11師団（歩兵第10旅団欠）の内地帰還と歩兵第10旅団の中支那派遣軍指揮下編入を発令
2月18日	状況之ヲ許スニ至ル迄右戦面ヲ拡大シ又ハ新方面ニ対シ作戦ヲ行フコトナシ」とした。 「占領地域」ではなく「占拠地域」としたのは、8月5日の「陸軍次官通達」と関連するものと考えられる 中支那派遣軍司令官・畑俊六大将午後2時半、上海呉淞飛行場着 海軍の中攻隊、初め	3月1日	ソ連、中国に総額五千万ドルの借款を供与（第一次借款協定、これらの借款は飛行機、戦車、火炮、爆薬、燃料など軍需資材の対ソ買付けに使用された） 3月3日 陸軍省軍務課員佐藤賢了中佐、衆議院国家総動員法案委員会で説明員として答弁中、委員に向かい「だまれ」とどなって、問題となる

3月21日	米国パネー号賠償金21万4千ドルを要求、日本承諾	5月14日	国際連盟理事会、日本の毒ガス使用に關し、非難決議案を採択
3月28日	中華民國維新政府、中支那派遣軍の指導で南京に成立（行政院長梁鴻志・立法院長温宗堯・内政部長陳群——「三人共大した代物にあらず」畑俊六日記3月13日の項） 漢口で国民党臨時全国代表大会ひらく（4月1日まで）、「抗戦建国綱領」を発表、蔣介石、党総裁に就任し非常大権を与えられる（副総裁汪兆銘）	5月19日	第13師団、徐州を占領
4月1日	国家総動員法公布（5月5日施行）	5月26日	毛沢東、延安の抗日戦争研究会（6月3日まで開催）で「持久戦論」を発表
4月4日	駐ソ重光大使、ソ連人飛行士の対日参加についてリトビノフ外務人民委員に嚴重抗議を申し入れたが、ソ連の反応はきわめて冷淡であった（日本政府当局の保証するところによれば日本と中国とは戦争をしていないということであり、日本政府の言い分は理解できない——4月5日付「イズベスチヤ」）		
4月6日	瀬谷支隊（第10師団、徐州東北方台児荘で苦戦し退却		
4月7日	大本営、徐州作戦の発動を下令		
4月20日	北支那開發株式会社法・中支那振興株式会社法を公布		

中国軍官学校正門



最高法院



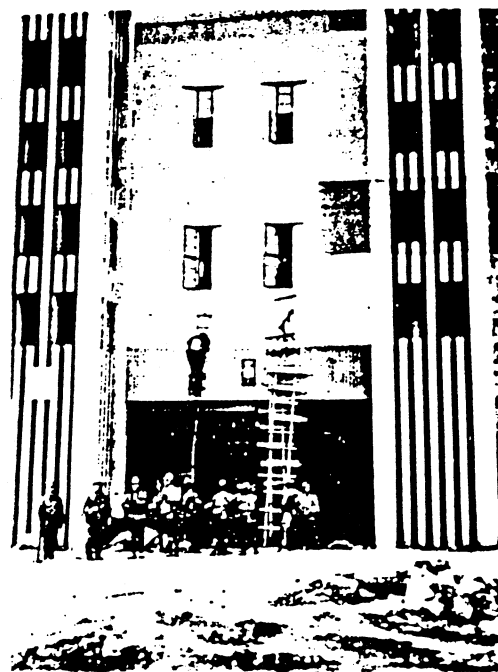
中山北路



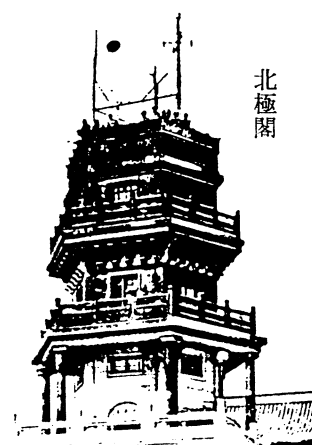
鷹森部隊の占領した武定門

藤田部隊（第三師団）本部
写真集「戦塵」より

南京城略の跡



扉を固く閉ざした武定門



北極閣

【は】

橋本 欣五郎 288
橋本 群 399, 420
橋本 以行 261, 264, 289
長谷川 清〔艦隊司令長官〕 8, 260, 262, 284, 288, 289, 405, 417
畑 俊六 403, 416, 420
羽田 武夫 160
浜崎 富蔵 225, 226, 316
浜園 忠夫 131
林 正明 169, 278, 333
原田 政右衛門 11
ハレック 315
馬 超俊 269
バ ッ ク 371
バルボ 14

【ひ】

肥後 大尉(歩23) 220
日高 信六郎 267, 393, 402, 405
ヒトラ ー 419
ヒューゲッセン 416
馮 聖法 50
平井 秋雄 157, 158, 159, 161, 264, 316
平本 渥 190, 279
広田 弘毅〔外相〕 290, 418
広田 豊〔中佐〕 401, 403

【ふ】

ファルケンハウゼン 6, 11, 13, 419
フ イ ッ チ 268, 276
フリッチュ 419
ブロンベルク 6, 419
深堀 遊亀 405, 405

福井 正勝 251
福井 領事 393
巫 剣雄 50
藤井 大尉(歩19) 116
藤田 清 134, 161
藤田 戦車隊 127
藤田 部隊(第三師団) 335
藤原 武 127
古北 光太郎 97

【へ】

ベ ー ツ 370, 371

【ほ】

星 善太郎 251
細見 惟雄 171
堀口 瑞典 406
本郷 忠夫 395, 402
本間 雅晴 401, 402, 419

【ま】

前川 参次 230
前田 音次郎 278
前田 吉彦 317
牧原 信夫〔日記〕 169, 321, 333
マ ギ ー 268, 279, 278, 300
益田 少尉(歩45) 225
増田 六助 167, 326
松井 石根〔大将・軍司令官・日記〕

3, 19, 20, 21, 23, 24, 26, 27, 67, 68, 69, 72, 147, 148, 163, 247, 269, 284, 285, 286, 289, 338, 340, 395, 396, 400, 403, 404, 405, 407, 408, 411, 418, 420

松岡 政人 134
松川 晴策 201, 203
松本 重治 286, 404, 406, 407, 408, 409
的場 隊(歩7) 197

【み】

三明 保真 218
水谷 莊〔日記〕 198, 329
溝口 元悟 137
三 竝 貞三 8
宮本 四郎 168, 387

【む】

六車 政治郎 97
ムッソリーニ 14
武藤 章〔参謀副長〕 5, 19, 148
村岡 実 194
村上 独潭 375

【も】

毛 沢 東 421
森 王 琢 97
守田 省吾 222
森 英生 169, 321
森 吾六 250
諸岡 安一 259
両角 業作 81

【や】

安川 定義 114, 179
泰山 弘道 266, 289, 340
柳川 平助〔中將・司令官〕 9, 17, 67, 218, 247, 284, 383, 395, 420

山際 喜一 176
山崎 正男 219, 258, 284, 286, 290
山田 梅二〔支隊〕 75, 80, 81, 231, 260, 302, 322, 323, 324, 325

山本 五十六 290
山本 隼人 226
山本 聯隊長(歩150) 209

【ゆ】

俞 濟時 50

【よ】

揚 雲 竹 419
姚 中英 139
葉 肇 50
吉住 良輔 103

【ら】

ラ ー ベ 268, 276
羅 卓英 49

【り】

李 江 50
リトビノフ 421
李 副長(57師) 139
劉 啓雄 377
劉 興 49
劉 四海 317
劉 斐 140, 149
梁 鴻志 420

【わ】

脇坂 次郎〔部隊〕 75, 107, 177

朱 赤 139
首 藤 中 尉 (歩47) 135
祥 雲 伍 長 (歩47) 219
蔣 介 石 4, 45, 49, 51, 140, 149,
273, 293, 302, 416, 418,
419, 420, 421
蔣 公 穀 278, 355
庄 野 欧 一 255
邵 百 昌 51
白 川 寿 祝 115
ジャキノ ー 267
城 島 赴 夫 [大尉] 99, 147, 187, 192,
194
徐 繼 武 49
徐 源 泉 49
ジョンソン 388, 417

【す】

末 松 茂 治 118
菅 原 梅 吉 112
杉 山 陸 相 419
鈴 木 茂 183
鈴 木 宗 作 403
スマイス 268, 269, 367, 368, 369,
370, 373, 374
住 谷 磐 根 265, 330
澄 田 政 夫 257, 320
角 良 晴 162, 338

【せ】

関 口 鉦 造 264, 265
関根 保右衛門 28, 42
ゼ ー ク ト 11, 13
瀬 戸 大 尉 (16師団) 387
銭 大 均 61
専 田 盛 寿 386

【そ】

宋 希 濂 50
曾 国 荃 36
宋 慧 敏 378
宋 美 齡 273
孫 元 良 50
孫 文 49, 72

【た】

田 岡 良 一 296, 312, 314
高 田 利 種 290
高 橋 義 彦 225, 228
高 松 半 市 215, 314
鷹 森 部 隊 (歩68) 75, 206
武 田 丈 夫 175
竹田宮 恒徳王 4
多 田 駿 [中将・参謀次長] 17, 18,
19, 20

立 作 太 郎 312
辰 巳 栄 一 11
館野 軍医中尉 (歩66) 215
田 中 軍 吉 225
田 中 新 一 5
田 名 綱 伍 長 (歩66) 211
谷 田 勇 165, 385
谷 寿 夫 126, 217, 228, 305
田 上 八 郎 6
ダーディン 48, 140, 235, 271, 273,
275, 297, 300, 303, 327,
347, 348, 365, 366, 368
譚 遼 50

【ち】

値 賀 忠 治 8
長 勇 [参謀] 163, 325
張 治 中 51

陳 群 420
陳 頤 鼎 271
沈 尧 藥 50

【つ】

塚 田 攻 [参謀長] 19, 20, 69, 398,
418, 420
塚 本 浩 次 395
辻 四五郎 318
土 井 晚 翠 289
土 屋 正 治 6, 177
堤 千 里 158, 316, 334

【て】

ディルクセン 417, 418
ティンバーリー 269
丁 治 盤 49
手 塚 清 215
寺 内 大 将 (北支方面軍) 399
寺 崎 隆 治 160, 264
寺 田 富 吉 (歩36) 110
寺 田 与之助 368

【と】

董 道 寧 420
唐 生 智 45, 46, 49, 139, 140, 148,
235, 273, 274, 277, 302,
356
陶 宝 金 384
鄧 竜 光 50
十 時 和 彦 219
富 崎 熊 雄 317
富 田 龍太郎 169, 321, 333
トラウトマン 18, 49, 417, 419
土 居 初太郎 320
ド ー エ 8, 14

堂ノ脇 光 雄 126
土橋 第四中隊 (野重15) 177

【な】

中 川 泰 秀 26
中 沢 三 夫 97, 141, 163, 167, 269,
301, 310, 346, 347, 387,
391
中 島 今朝吾 [中将・師団長] 82, 166,
301, 319, 333, 337, 341,
344, 419
中 島 典 雄 334
中 津 留 伍 長 (歩47) 218, 219
中 村 進 134
中 山 寧 人 69, 148, 285, 394, 396
永 津 佐比重 5
永 見 保 治 112
永 山 喜 一 241, 316
永 山 力 127
成 友 藤 夫 225, 316

【に】

西 浦 節 三 164
西 沢 弁 吉 215
西 島 剛 180
西 義 章 289, 290
二 宮 義 清 [参謀] 6, 11, 22
鈕 先 銘 274, 275

【ぬ】

額 田 担 375

【の】

野 田 耕 夫 112
野 村 敏 則 113

岩 波 茂 雄 289
岩 間 少 尉 (歩45) 230

【う】

上 村 利 道 [日記] 279, 284, 285,
286, 402, 411
鵜 飼 敏 定 10, 213, 225, 226, 316,
377
牛 島 満 [旅団・先遣隊] 76, 126,
129, 130, 137, 217, 219,
220, 222
内 田 義 直 387
宇都宮 直 賢 11, 403
梅 津 次 官 416
浦 野 清治郎 218

【え】

易 安 華 139
江 島 虎 雄 218
エ ス ピ ー 347, 384, 388
榎 勝 春 194

【お】

王 啓 久 50
汪 兆銘 (精衛) 377, 416, 421
王 耀 武 50
大川内 伝 七 [陸戦隊司令官] 262, 284
大 杉 浩 206
大 藺 庄 蔵 227, 228
大 谷 光 照 195
大 西 一 5, 377
大 野 部 隊 99
大 橋 (歩36) 110
大 山 勇 夫 3, 416
岡 田 皓 一 183
岡 田 重 一 378

岡 田 尚 148
岡 田 西 次 27, 376
小笠原 勝 国 183
緒 方 敬 志 218
荻 洲 部 隊 [第13師団] 323
荻 平 昌 之 134
奥 少 将 [旅団] 118
尾 崎 秀 実 13
小 原 重 孝 225
折小野 末太郎 [日記] 137, 231
折 田 護 330
温 宗 堯 420

【か】

何 応 欽 51, 298
郭 岐 274, 275
霍 守 義 50
角 田 栄 一 80
影 佐 禎 昭 19, 420
樫 木 義 雄 177
梶 浦 俊 彦 225
片 山 正太郎 112
何 知 重 50
加 藤 正 吉 251, 321
金 丸 吉 生 344, 377
金 田 高 秋 [大尉] 136, 137
川 越 大 使 285, 405, 420
川 島 大 尉 (騎3) 251
河 辺 虎四郎 [作戦課長] 18, 19, 400,
413
河 村 弁 治 27
閑院宮載仁親王 394, 399

【き】

キ ー ナ ン 148
木佐木 久 386

木 村 正 世 251
許 伝 音 276, 328
許 世 英 419

【く】

草 場 軍 曹 (戦車1) 194
草 場 辰 巳 [支隊] 82, 83
国 崎 登 [少将・支隊] 62, 68, 69,
76, 234, 241, 243, 248,
316, 334, 335, 340, 378
倉 迫 准 尉 (歩47) 135
ク レ ー ギ ー 290
グ ル ー 8, 290, 401

【け】

桂 永 清 50, 51, 52

【こ】

高 致 嵩 139
谷 正 倫 51
小坂 工兵大尉 (工9) 175
児 玉 義 雄 341
近 衛 首 相 419
駒 沢 貞 安 136
児森 (高樋) 少佐 (歩150) 209
小 山 中 佐 (憲兵) 395
小 山 弘 健 14
近 藤 英次郎 [戦隊司令官] 69, 259,
260, 262, 284
近 藤 俊 清 222
近 藤 正 信 116
後 藤 光 蔵 248

【さ】

西 郷 從 吾 13
斎藤 一等水兵 416

斎 藤 良 衛 69
坂 井 徳太郎 130, 134
榊 原 主 計 321, 322, 323, 366, 376,
401
坂 清 167
佐々木 到 一 [支隊・手記] 62, 69, 75,
82, 83, 87, 153, 154, 158,
234, 254, 295, 301, 314,
319, 327, 331, 333, 334,
341, 362, 384, 386, 387,
394, 418
佐々木 孟 久 177
佐々木 元 勝 162, 168, 279, 320, 321,
330
佐々木 六 郎 375
佐 藤 賢 了 420
佐 藤 質 27
佐 分 利 隊 (歩7) 197
沢 田 正 久 254
サ ン ド リ 289

【し】

重 藤 支 隊 4, 416, 417
司 徒 非 139
品 川 大 尉 (戦車5) 211
篠 原 武 司 27
信 夫 淳 夫 313, 315, 316
柴 山 兼四郎 19, 290
渋谷 大 尉 (歩66) 212
島 田 勝 巳 160, 163
清 水 貞 信 112
下 野 一 霍 147
下 村 定 [少将・作戦部長] 4, 9,
18, 19, 20, 416, 419
周 仏 海 377
齋 山 令 51, 139

『南京戦史』 人名索引

1. 中国人は姓名を日本風の音読し、第三国人は姓をカタカナで五十音順に配列した。
2. [] 内は階級・部隊・役職・日記の存在を示す。
3. 姓と階級・役職のみしか記載されてない場合、() 内に所属を補足した。

【あ】

青木 喬	150	250, 256, 285, 286, 319,
青柳 由郎	98	320, 323, 325, 340, 346,
秋永 力	126	347, 362, 384, 387, 393,
秋山 充三郎 [少将・旅団] (114D)		394, 395, 396, 401, 408
	118, 121, 210	池田 早苗 169, 321, 333
秋山 義兌 [旅団・支隊] (9D)	75,	伊佐 一男 [聯隊長・日記] 192, 195,
	103, 106, 171, 185, 195	196, 327, 329, 330
朝香宮 鳩彦王 [司令官]	67, 176, 195,	諫山 春樹 401
	284, 395, 405, 411, 418,	石射 猪太郎 402
	420	石原 莞爾 [少将・第一部長] 3, 9,
阿南 惟幾	294, 401, 402, 418	19, 416
阿部 輝郎	323	石松 政敏 13, 164, 201
安部 康彦	222	一刈第一大隊長 (歩66) 215
天谷 直次郎 [支隊]	4, 68, 234, 259,	井出 宣時 [旅団] 75, 106, 171
	384, 389, 390, 391, 416	伊藤 範治 13
新井 敏治	161	伊藤 芳男 420
荒尾 興功	401	伊藤 義光 [大隊長] 176
有末 次	20	稲田 正純 401
アリソン	388, 402, 419	犬飼 総一郎 321, 334
有馬 参謀 (海軍)	290	井家 又一 [日記] 197, 329
安東 軍曹 (歩47)	218	井ノ上 少尉 [歩47] 219

【い】

飯沼 守 [少将・参謀長・日記] (上海派遣軍)	3, 27, 205,	井本 熊男 [作戦課員] 5, 11, 19
		岩 仲 義治 [戦車隊] 99, 147

あとがき

高橋 登志郎

南京戦の正しい姿を再現しよう、そして定本として後世に残そうと、編集作業を発足してから四年有半、漸くにして「南京戦史」が完成する。責任者として正直言ってやれやれという気持ちで一杯である。

いま膨大な校了ゲラを見ながら、頭の中に去来するさまざまな感懐のうち、その一端を述べてあとがきとしたい。

一、賛否の声

『偕行』誌に定本刊行のことを発表してから賛成激励の声も多々あったが、反対あるいは慎重の声も少なくなかった。その賛否の声は今日に至ってもなお続いている。

しかし反対者の意見は常に謙虚に聞かねばならない。反対あるいは慎重の声の論点を要約すると次の五点であった。

- (1) 編集委員会は何を根拠に捕虜の処断の総てを不法と断定できるのか
- (2) 仮にできるとしても何故出版しなければならないのか
- (3) 確定できない数字を何故発表するのか
- (4) 光輝ある皇軍に泥を塗るのか
- (5) 中国国民に詫びるとは何事か

本書は学術的な戦史書を目指している。我々編集陣には本書に於て(5)の中国々民に詫びるといような政治的な意

図などあるべくもない。また(4)の皇軍に泥を塗るような考えなどあるはずがないが、真実の探求のためには臭いものにも蓋をしない態度をとるだけである。また(1)の捕虜の処断の総てを不法と断定する云々の件については、我々は真実の究明のみ心掛け、合法か非合法かの問題には踏み込まないこととした。そもそも捕虜の処断は「ヘーグ陸戦法規」により不法であるが、苛烈な戦場に於ては状況上止むを得ぬ場合があることを国際法学者も認めている。南京戦においてもそのような例に当たると思われるケースもあるが、可能な限り集め得た資料についても、これは完全に合法である、と断定し得るに足る決定的な資料は発見されていない。よって我々はあるのまますべてを記述するにとどめたのであって、捕虜の処断の総てを不法であると認識しているわけではない。

しかし(2)の問題については、四年前の当時からあった「南京事件、二十万〜三十万の大虐殺」ということが、大部分の教科書にまで現われる状況で、事態は改善されるどころか定着化の方向をたどっていた。我々は反対の声を聞きながらも、定本刊行の大方針はいささかも揺るがなかった。それはこの教科書に現われた記述の改善の道は、遠いようであるが真実の究明と、その発表に求めるしかないとの信念を確認しあっていたからである。

なおまた(3)の数の発表の問題であるが、言われる通り絶対正しいという数字を確定し得るはずはない。しかし判らないからといって口を噤んでいたらどうなるであろうか。それこそ二十万〜三十万を肯定したことになるであろう。ここでも一次資料に依って、究明された数字に基づいて、議論するという道しか残されていないのである。

二、真実の究明

言葉で言うのは簡単であるが、これほど困難な事はない。同じ事を同じ処で見ても人によってその内容は異なる。証言をなさる方も所詮人間である。しかも五十年も昔のことである。失礼ながら記憶違いもあれば錯覚もある。また

御自身の立場もあるし周囲への配慮もあるであろう。老いてますます矍鑠、頭脳明晰な一將軍から貴重な日記の提供を戴いたが、その將軍も御自分の日記を改めて読み直して、自分の記憶に如何に多くの誤りがあったか愕然としたと言われる。証言の真実性というものはムツカシイものである。

参戦者が当時書いた日記はまさしく一級資料であるが、これとて本人が他日、他人に読まれると思って書けば事態は自ら違ってくる。また上級將校の場合は報告された事がそのまま記載されているが、これとて確認していないので全部が全部正しいとは限らない。

なお下級指揮官や下士官、兵の場合は立場上、眼や耳に入る範囲が自ずと限定され、時に誤った判断があるのは当然である。

また貴重な一級資料にしても読まれた方の視点に依っては、解釈もまた違ってくることも有り得ることである。しかし何といっても日記が貴重な一級資料である事に変わりはない。五百ページに及ぶ日記は、その他の資料と共に真実に確実に近づく鍵を握っているといえよう。

三、十人十色

この修史作業は予定より大幅に遅れたのであるが、その理由の一つは多くの会員の方々の御意見を参考にしたためであった。編集委員はもちろん経験見識ともに優れた方々ではあるが、所詮十名足らずの人数であり本書の特殊性を考え、私は関心を有する多くの方々の御意見を戴く必要性ありと判断した。本文のコピーを偕行社の役員の方々、および本書に関心を持たれる地方偕行会長の方々等にお送り申し上げた。その結果大部分の方から貴重な御意見を頂戴したのである。もちろんその御意見は委員会でも慎重に検討し、有益であり改善すべき点は率直に本文に採り入れたの

である。

御意見を伺いながら感じたことは十人十色ということである。極端な場合はまさに百八十度に分かれる。同年代で同じ釜の飯を食べても人各々である。もつともこれは編集委員の方々においても例外ではなかった。一例をあげれば「南京事件」、「虐殺」、「不法殺害」というような点になると、その意味する内容についての見解だけでなく、その言葉の使用の可否まで意見が分かれたのである。単に一語、一行の問題で激論が続いた時もあった。まして多々ある資料の取捨選択においてをやである。

しかし私は見識があり、かつ各人各様の意見をお持ちの委員の方々が、その意見を真剣にたたかわしたからこそ、最も公正な戦史が出来上がったものと信じている。すなわち本書は右にも左にも偏することなく、一途に真実に迫り得たものと思っている。

四、畝本正巳氏の功績

本書は「まえがき」で御紹介した、編集委員其の方々の、並々ならぬ御努力で出来上がったものであるが、ここで特に畝本氏について言及しないわけにはいかない。この四百ページを超す「南京戦史」本文はたとえ委員各位の合作とはいえ、畝本氏の書かれた膨大な労作が本書完成の核であった事は間違いない。ここに心より敬意を表する次第である。

そもそも畝本氏は御自身の当時の体験より、参戦した多くの方々の証言をもとにして、無実を証明すべく南京戦史に取り組まれたのであるが、結果的には真実追求のためありのままの記事を書かねばならなくなってしまったのである。畝本氏の背後には百名を超える、「真つ白」の証言をした方がおられる。同氏の御心情はまことに察するに余り

ある。

しかし本書は真実のみを再現せんとしたもので、白黒を論じてもないし、裁定も下していない。畝本氏に証言を提供された方々も、本書を読まれば必ずや諒とされるであらう。

五、会員各位への御願い

我々編集陣としては南京戦ならびに「南京事件」についても、その真実の究明について、今日の時点に於いて期待し得る最善の成果を得たものと信じている。その結果として、二十万、三十万という数字が全く真実性に欠けていることを証明し得たと確信している。

会員各位におかれてはどうかこの本を熟読して下さい。そして「南京事件イコール二十万、三十万の大虐殺」という誤った認識が、歴史上の事実としていまや定着しつつある事態に対処するため、重要な参考資料として座右にお備え戴ければ幸いです。我々は今後も新資料の発掘や研究を継続し、この定本をさらに真実に近づけるべく努力したいと考えております。会員各位の御協力を切に御願い申し上げます。

平成元年十一月